

平成26年度 施政方針

平成26年3月10日(月)、平成26年南三陸町定例議会において、町長が表明した施政方針についてお知らせします。



月日の経つのは早いもので、平成23年3月11日に発生した東日本大震災より3年の時が流れました。平成24年度は「復興元年」として、平成25年度は「生活再建・住宅再建元年」として、壊滅的な被害からの復旧・復興に向け全町を挙げて取り組んでまいりました。

我々の先人が、幾多の大津波により甚大な被害を受けながらも、不撓不屈の精神でこれらの苦難を乗り越え、町を再建してきたように、私たちも、これまでの取り組みにより、沿岸部を席卷していた瓦礫の処理を進め、平成25年度内にはその処理が完了することとなりました。また、被災した施設の応急復旧も鋭意進め、南三陸町震災復興計画の

「復旧期」での取り組みとして位置づけたものの多くは完了し、発注済みではあるものの未了となっている箇所を残すのみとなりました。併せて基幹産業である水産業につきましても、漁業者の懸命な努力もあって震災前の水揚げ水準に回復しつつあります。

この間、国にあつては、自由民主党と公明党が衆参両院で議席の過半数を占め、安倍内閣が政権基盤を確かなものにし、また、2020年の東京オリンピック開催が決まるなど歓喜に沸く一方、相次ぐ大規模水害の発生など、本町として他人事とは思えない惨事も多く見受けられました。そのような中、安倍首相をはじめ多くの閣僚が本町を何度となく訪れ、復興支援の約束

をいただいているところであります。町としては、今後とも被災地の現状をしっかりと訴え、本町の復興に有効な具休個別の施策を実現していかなければならないと考えております。

また、宮城県においても県管理の河川や道路、防潮堤等、具体的事業への着手が始まっており、町としても県と緊密に連携し、町事業も含め一体的な展開を図ることにより、効率的かつ迅速に復興事業全体を推進していくこととしております。

目下の極めて厳しい状況下での最優先課題は、震災からの再生・復興であることは言うまでもありません。被災した町民の多くは今もなお不自由な生活を余儀なくされてお

り、出来る限りの良好な生活が送れるよう応急仮設住宅の必要な維持管理を行い、また、環境の変化によるいわゆる生活習慣病の防止や孤独な生活に陥らぬようなケアと生活全般の支援にも引き続き取り組んでまいります。一方に

おいて、復興の加速化を図るべく、後ほどご説明いたします平成26年度当初予算の確実かつ迅速な執行においては、政策の順位付けと執行体制の強化並びに資本の集中的な投入を図らなければならず、一時的に施策の密度が薄くなる分野も予見されますことから、町民の皆様にはまちづくりの長期的な展望をお示し、理解を得ながら、ふるさとを取り戻すための政策を「オール南三陸」として進めなければなら

ないと考えております。さて、平成26年度は南三陸町震災復興計画において、復興事業を本格的に展開していく「復興期」の中間的な年度であるとともに、創造的復興を目指す「発展期」の初年度となります。従いまして、本格的な再建に向けてあるいは創造的復興に向けて、行政がその基盤となるものを確実に整備し、昨年掲げた「生活再建・住宅再建」に「産業再生の地固め」を加え、これを現実のものとして実感し、住民の心の中に灯っている再建への希望の火をより大きくする施策を展開していくことが必要不可欠となります。

宅用地についてできる限り速やかに引き渡しを行い、多くの場所で住民一人ひとりが主役となった復興住宅の建築が進んでいけるよう、また、災害公営住宅についても、速やかに入居を開始することにより、仮ではない、終の棲家の実現を確かなものにしてまいりたいと考えております。産業再生の地固めについては、被災市街地復興土地区画整理事業区域において集中的に盛

土を行い「まちびらき」が行えるようにするなど、町内一円において土木工事や建築工事の音が響き渡り、復興が現実として感じられる施策の展開を図ってまいります。

次いで地域コミュニティの再構築であります。震災を経て応急仮設住宅で構築された地域コミュニティについて、本設後においても再度コミュニティがしっかりと地域に根差したものであるよう下支えを行うとともに、コミュニティの活動の核となる集会所確保についても支援策を展開してまいります。なお、現在、応急仮設住宅を含め、町内各地でコミュニティが形成されているところではありますが、住宅再建の進捗に伴い応急仮設住宅の集約を含めたコミュニティの再編も余儀なくされるところでありますことから、コミュニティへの配慮も含めた応急仮設住宅集約計画を策定することとしております。

復旧・整備につきましては、事業を早急に進めるため国、県その他関係機関と緊密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。特に、平成26年度におきましては志津川市街地の国道45号線、国道388号線の付け替え工事及び八幡川をはじめとした2級河川の堤防工事も始まることから、交通量の増加や迂回路の活用など日々の交通事情が大きく変化することとなります。通行の安全性を確保しながらも新たな工事の足取りを緩めずに工事進捗を図るとともに、策定を進めております「道路網整備計画」を基に被災時に地域が孤立しない道路ネットワークの整備に向けた具体的な検討を進め、防災と減災のまちづくりを推進してまいります。

命を守る交通ネットワークの整備につきましては、「復興道路」「命の道路」として整備が期待されており、三陸縦貫自動車道の整備につきましては、町内各所において目に見えて進捗しており、悲願の開通に向け整備の加速化を推進すべく、引き続き関係機関への働きかけを積極的に

安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

復興における土地利用の基本的考え方であり「なりわいの場所は様々であっても住まいは高台へ」のもと、高台での住まいの確保を着実に進めてまいりました。特に、防災集団移転促進事業については、伊里前、清水、志津川及び戸倉地区といった、大規模団地以外の団地につきま

3月の入居開始を行うとともに、伊里前、戸倉地区については建設工事に着手してまいります。さらに、個別で住宅再建される皆様には、これまで同様に国の支援制度をご利用いただき、国の支援制度を利用できない方々につきま

次に防災・減災システムの整備につきましては、東日本大震災の経験と教訓を記録し後世に伝えるための施策に取り組みとともに、自主防災組織の再構築、防災教育の充実を推進するほか、消防施設等の更新・充実への取り組みとして、防火水槽を保呂毛地区に新設し、また、港地区、泊

浜地区には更新設置を図り、小型動力ポンプ積載車を荒砥班、泊浜班に、清水班については小型動力ポンプ積載車の更新配備を進め、さらに防災行政無線屋外子局の充実や潮位観測システム等の改修により有事における情報共有及び発信の強化も推進してまいります。

なお、地域防災計画では、大津波の教訓と今後の新たな町の姿を踏まえた見直しに加え、本町が原子力災害対策重点実施地域に指定されたことを踏まえ、原子力災害対策編にて原発事故への対策を講じておりますが、懸案であります避難計画について国、県及び近隣市町と緊密に連携しながらその策定を早急に進めてまいります。